平成２４年（フ）第５１号
福岡県田川郡福智町赤池919番地
債務者　今川百合子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５２号
福岡県田川郡川崎町大字川崎876番地
債務者　林　　秀幸
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１７４号
沖縄県那覇市字古島507番地　パークサイドイサム303
債務者　照屋　直子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０２号
沖縄県浦添市沢岻１丁目46番３―506号　サンハイツ上沢Ⅱ
債務者　玉城　　司
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０３号
沖縄県那覇市字天久824番地　タカダ天久マンションＣ―206
債務者　原田　勝裕
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１５号
沖縄県浦添市内間４丁目16番５―302号　コーポまえしろ
債務者　末吉利惠子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５４号
北海道余市郡余市町山田町50番地１
債務者　武井　陽子（旧姓萩）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５８号
北海道小樽市新光３丁目13番216号　新光Ｂ住宅55号棟3098、前住所北海道小樽市奥沢４丁目18番35号
債務者　須田　常雄
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６４号
北海道小樽市奥沢５丁目４番６号、前住所北海道小樽市奥沢３丁目24番８号
債務者　藤平　敦子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４号
福島県南相馬市原町区大木戸字東方285番地の30
債務者　萩原ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１０１号
石川県金沢市二口町イ19番地１　グリーンハイムⅢ301号
債務者　山下　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
金沢市二口町ハ54番地２
債務者　菊野　正美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
金沢市観音堂町ロ102番地、従前の住所金沢市西都１丁目110番地
債務者　末田　　守
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４２号
金沢市山科１丁目５番23号　ワイズガーデン101号室
債務者　越坂　政子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６２号
金沢市古府町南574番地１、従前の住所金沢市東力４丁目21番地
債務者　尾藏美惠子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０号
山梨県北杜市明野町浅尾2228番地２
債務者　橘田　利一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
山梨県甲斐市竜王637番地２
債務者　小池　祐一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係